

不合理な商慣行等の是正について (新型コロナウイルス感染症拡大以降)

令和2年6月 中小企業庁

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う取引への影響

- 新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、中小企業庁では経済産業大臣及び各業所管大臣名での配慮通達(2月、3月の2回)を発出し、4月以降、下請Gメン等による実態把握を行ってきた。 (6月18日までに4,261件実施。)
- 下請Gメンヒアリング等において、親事業者が発注の継続により下請事業者の売上を確保するなどの 好事例が見られる一方、「価格引下要請」「発注キャンセル」「支払期日の延長」「短納期発注」など、 問題となり得る取引事例を把握。
- このため、6月上旬に、業所管省庁担当部局に対し、問題事例についての業界や事業者へのヒアリング、働きかけや指導を依頼。
- 今後、下請法上の問題となり得る事例に対しては、公正取引委員会とも連携し厳正に対処していく。

①下請ヒアリング等で把握した好事例

()内は親事業者の業種/聴取時期

- 新型コロナウイルス感染症の影響で発注量が減っているが、親事業者としても協力会社を失いたくないため、当社に対して通常の発注以外の「つなぎ」のための発注をする予定とのことだった。(自動車/5月)
- 親事業者が自らの在庫となるにもかかわらず発注を続け、売上をカバーしてくれた。(産業機械/5月)
- 親事業者は、自社の社員を一時帰休させてでも当社へ仕事を発注し続けてくれており、感謝している。(運送/5月)
- 親事業者は、生産計画等の説明及び新型コロナウイルス感染症対策全般についての指導もしてくれている。(自動車/4 月)
- 親事業者の協力会からは、補助金情報や、書類作成の指導などあり、助かっている。(建設機械/4月)
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける期間限定として、4月支払分から60日サイトのファクタリング支払いが現金払いに変わった。非常にありがたい。(自動車/5月)
-) 従来、月末締め翌月末現金払いを、月に2回締め、15日後の現金払いに変更してもらうなど、親事業者から特別対応を図って もらっている。 (自動車/5月)

1

②下請ヒアリング等で把握した問題事例

()内は親事業者の業種/聴取時期

価格引下要請

- ▲ 4月と5月に、親事業者2社から、価格決定後で既に生産に入っているものについての値引き要請を口頭で受けた。(繊維/6月)
- ▲ 自動車業界の取引先からは、コスト削減の要請が厳しくなってきており、従来に対して3割から5割削減するための提案を求めてきている。それもあまりスペックを落とさないでといった要求で、親事業者のエンドユーザーから役員名で要請がきている。(自動車/5月)

発注キャンセル

- ▲ 発注を受け、成形品の材料を手配後に取り消しとなり、交渉したが「他に流用して」とのことで材料の買い取りがなかった。約20万円の無駄な在庫増となった。(自動車/6月)
- ▲ 4月に納品したものについて、FAXで一方的にキャンセルされ、5月分の内示もゼロとなった。理由を聞いても親事業者は「ティア 0 と連絡が取れないので分からない」と言うのみだった。(自動車 / 5月)

支払期日の延長

▲ 親事業者から、ファクタリングのサイトを120日から160日に変更したいという要請があった。(電機・情報通信機器/5月)

短納期発注

- ▲ 親事業者もコストダウンを図るため相見積先を増やしており、値下げ競争が激化している上に、納期ギリギリまで価格が決まらないことが多く、結果短納期になっている。(自動車/5月)
- ▲ 急ぎの仕事にもかかわらず、支給材が遅れることがあり、結果的に短納期になることが起きている。(造船/5月)

商慣行上の問題の顕在化

- ▲ 毎月3ヶ月分の内示が出て、出荷の1週間前に正式発注がある。通常その数量差はわずか5%前後であるが、4月、5月は、内示に対して発注が大幅に落ち込み、在庫や仕掛かり品が発生した。材料や仕掛品を含めてすべて買い取ってくれるか不安である。 (自動車/6月)
- ▲ 収録まで済んでいた番組が途中で中止となったため、それまでにかかった経費(140~150万円)が支払われていない。放送されなかった番組は、親事業者にも代金が入ってこないのだから、下請にも支払われないのがこの業界の慣習である。(放送/5月)

働き方改革への影響

▲ 親事業者の週休3日制導入に伴う労働時間の延長に対応するために時間外労働が発生することで、当社の働き方改革の阻害要因となることを懸念している。(電機・情報通信機器/5月)

しわ寄せの連鎖

- ▲ 昨年受注済みの機械について、新型コロナウイルス感染症の影響により製造工程を見直しせざるを得ず、数カ月分の遅れが発生。 しかし、親事業者から当初決定された納期を厳守するように要請されている。同様に複数の親事業者から納期厳守の要請を受けて おり、当社から外注先にも無理を言わざるを得ない状況。(産業機械/4月)
- ▲ 複数の親事業者から値下げの要請があり、35%もの値下げを要請してくる親事業者もある。仕事を失いたくないので受けざるを得ない状況である。親事業者自体も発注元からの値下げ要請を受けている為、無理を承知で要請してくる。(自動車/5月)

【各省庁への依頼事項】

◆ 今後も、下請Gメンヒアリングや下請かけこみ寺相談情報を共有させていただく。共有する情報は、業界 や事業者へのヒアリング、働きかけや指導に活用いただきたい。なお、下請法に違反する行為を把握した 場合には、中企庁・公取委に報告願いたい。

(参考)「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について」

● 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等(約 1,100団体)を通じて、親事業者に発出。※2月14日、3月10日の2回要請を実施。

令和2年2月14日発出(第1回)

1. 負担の押し付け

親事業者においては、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴って、下請事業者に対し、

- ① 通常支払われる対価より低い対価による下請代金の設定
- ② 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調 達業務の委託

など、負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること

2. 継続的な取引の維持

親事業者においては、今回の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り<u>従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮</u>すること

令和2年3月10日発出(第2回)

1. 納期遅れへの対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、<u>下請事業者が物資不足及び人手不足等に起因</u>して納期に遅れる恐れがあることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に<u>損失補填を求めることなく、納期について柔軟な対応を行う</u>とともに、<u>取引を継続的に実施するよう努める</u>こと。

2. 適正なコスト負担

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、原材料価格等の高騰及び短納期による残業や休日出勤の発生等によるコスト増を踏まえ、下請事業者に対し、下請代金の支払いに当たって<u>追加コストの負担を行う</u>こと。

3. 迅速・柔軟な支払いの実施

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響による受注減等を受けて下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、既定の支払条件にかかわらず支払期日・支払方法について改めて協議し、<u>速やかな支払いや前金払等の柔</u>軟な支払いに努めること。

4. 発注の取消・変更への対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下請事業者に対し、発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることとならないよう、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。